

## 平成31年3月清須市議会定例会会議録

平成31年3月6日、平成31年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 1番  | 松岡繁知 | 2番  | 山内徳彦 |
| 3番  | 富田雄二 | 4番  | 下堂菌稔 |
| 5番  | 浅野富典 | 6番  | 松川秀康 |
| 7番  | 大塚祥之 | 8番  | 小崎進一 |
| 9番  | 飛永勝次 | 10番 | 野々部享 |
| 11番 | 岡山克彦 | 12番 | 林真子  |
| 13番 | 加藤光則 | 14番 | 高橋哲生 |
| 15番 | 八木勝之 | 16番 | 伊藤嘉起 |
| 17番 | 岸本洋美 | 18番 | 久野茂  |
| 19番 | 白井章  | 20番 | 浅井泰三 |
| 21番 | 成田義之 | 22番 | 天野武藏 |

計 22名

### 3. 欠席議員

なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

|    |   |      |      |      |
|----|---|------|------|------|
| 市  | 長 | 永田純夫 |      |      |
| 副市 | 長 | 葛谷賢二 |      |      |
| 教  | 育 | 長    | 齊藤孝法 |      |
| 企  | 画 | 部    | 長    | 宮崎稔  |
| 総  | 務 | 部    | 長    | 平子幸夫 |

市民環境部長  
健康福祉部長  
建設部長  
会計管理者  
教育部長  
監査委員事務局長  
企画部次長兼企画政策課長  
総務部次長兼税務課長  
市民環境部次長兼産業課長  
健康福祉部次長兼高齢福祉課長  
健康福祉部次長兼子育て支援課長  
建設部次長兼新清洲駅周辺まちづくり課長  
次長兼会計課長  
教育部次長兼学校教育課長  
総務部参事  
建設部参事  
建設部参事  
人事秘書課長  
防災行政課長  
財政課長  
収納課長  
市民課長  
保険年金課長  
生活環境課長  
西枇杷島市民サービスセンター所長  
清洲市民サービスセンター所長  
春日市民サービスセンター所長  
社会福祉課長  
健康推進課長

栗本和宜  
福田晃三  
加藤三章  
寺井秀樹  
加藤秀樹  
間下伸一  
河口直彦  
吉田敬  
石田隆  
森川治美  
加藤久喜  
永渕貴徳  
三輪晃司  
丹羽久登  
森高邦博  
横井仁一  
鈴木貴博  
舟橋監司  
後藤邦夫  
岩田喜一  
三輪好邦  
伊藤嘉規  
浅野英樹  
島津行康  
岩花竜章  
葛山悟  
日比野鋭治  
鹿島康浩  
佐古智代

|                |           |
|----------------|-----------|
| 土 木 課 長        | 飯 田 英 晴   |
| 都 市 計 画 課 長    | 長 谷 川 久 高 |
| 上 下 水 道 課 長    | 菅 野 淳     |
| 生 涯 学 習 課 長    | 近 藤 修 好   |
| ス ポ ー ツ 課 長    | 石 黒 直 人   |
| 学校給食センター管理事務所長 | 吉 田 剛     |

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

|               |           |
|---------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長   | 浅 田 克 幸   |
| 議 事 調 査 課 長   | 高 山 敬     |
| 議 事 調 査 課 主 任 | 鈴 木 結 佳 理 |

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 1 号 平成31年度清須市一般会計予算案
- 日程第 2 議案第 2 号 平成31年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 3 議案第 3 号 平成31年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 4 議案第 4 号 平成31年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 5 議案第 5 号 平成31年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 6 議案第 6 号 平成31年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 7 議案第 7 号 清須市森林環境整備等基金条例案
- 日程第 8 議案第 8 号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 9 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第10号 清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例及び清須市水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第11号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第12号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

## 条例案

- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 清須市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 清須市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び清須市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 清須市都市公園条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 清須市都市下水路条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 土地区画整理事業に伴う町の区域の設定及び変更について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 新市建設計画の変更について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 新市基本計画の変更について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度清須市一般会計補正予算（第 5 号）案
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 3 0 発議第 1 号 UR 賃貸住宅ストックの活用を求める意見書（案）

（ 傍聴者 2 名 ）

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

平成31年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日上程しております各議案については、2月26日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題とし、質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑の回数及び時間につきましては、申し合わせ事項により一般質問と同様となっております。

日程第1、議案第1号から日程第30、発議第1号までを一括議題といたします。

去る2月28日までに2人の方より施政方針及び議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

なお、議員の質疑及び当局の答弁は、一般質問と同様の方法でお願いいたします。

最初に、加藤議員の質疑を受けます。

加藤議員。

< 13番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

13番議員 (加藤 光則君)

おはようございます。

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

初めに、安倍政権・政府は今年10月から予定どおり消費税を10%上げると表明しました。2014年4月に消費税を8%に増税して以降、消費が長期にわたって低迷し、家計消費が1世帯当たり約25万円落ち込んでおり、消費の冷え込みが深刻であります。消費税は所得の少ない人ほど負担の重い不公平税制であり、現在のような消費不況のもとで増税すべきでないのは明らかではないでしょうか。

そこで、2019年度予算における消費税率引き上げに伴う影響と使用料及び手数料などの対

応についてお伺いいたします。

2つ目、議案第1号 平成31年度清須市一般会計予算案で2019年度予算において消費税率が引き上げられた際の地方消費税の推移と用途についてお伺いいたします。

3つ目、施政方針について及び議案第8号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第9号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第10号 清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例及び清須市水の交流ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第11号 清須市西枇杷島会館設置条例等の一部を改正する条例案、この公共施設の使用料の改定についてお伺いいたします。

①使用料見直しの根拠をお伺いいたします。

②「清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針」（2015年1月）の中の「（2）定期的な使用料見直し」には、「5年を目途に定期的な使用料の見直しの検討」とありますが、今回の改定に当たっての検討（適正手続）はどのように行われたのかお伺いいたします。

ご答弁、よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

最初に、1の質疑に対し、岩田財政課長、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田です。

加藤議員のご質問にお答えします。

まず、1の消費税率引き上げに伴う影響と使用料及び手数料の対応についてです。

消費税及び地方消費税の税率引き上げに係る影響は、当初予算案の至るところに影響しています。市が事業者に直接支払う消費税及び地方消費税の影響額については、予算科目で該当する節の単位で集計した結果から導き出した試算に影響額は約6千700万円となります。使用料について、消費税及び地方消費税率引き上げと同時に相当額分の転嫁をするための改定を行いますが、手数料はその影響の改定を予定していません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、約6千700万円ということをお聞きしました。至るところにあるということでありまして。この地方消費税分の増額に対し、全事業に対する増額などいろいろ考えられるわけですが、消費税増税によって歳入歳出でどのような変化が見られるのかということをお伺いしたいんですけども。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

歳出につきましては、今、申しあげました至るところに影響するというところで、主なところですと需用費ですとか役務費ですとか、31年度予算ではそのような至るところで影響いたします。

歳入について、地方消費税交付金のことを申されているとしますと、後ほどまたお答えすることになりますけども、平成31年度予算では地方消費税交付金の影響はございません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

後ほど、またそのところはやりたいと思いますけれども、至るところということだったんですけども、過去にこの消費税増税が行われてきて、多くの自治体では消費税で影響を受ける主な経費というのは物件費が多いと。さらに投資的経費の部分が多いというところが多くの声として聞かれるわけですが、清須の場合、主にそういったところでなくて至るところという認識でよろしいのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

今回ご質問いただきまして、予算編成を行う際に積算をそれぞれ行っているわけですが、全てを拾い上げるということは時間的に無理でしたので、今、至るところにと申しあげましたけども、今回試算するために取り上げた科目としましては、需用費、役務費、委託料、賃借料等工事請負費、原材料費、備品購入費となっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、試算する上で時間的な余裕ということも言われたわけであります。この間、今も使用料と手数料のところで間違いも言われたわけですがけれども、過去に引き上げられてきた中で、いろんな面で例外的な対応をしてきた項目もあろうかと思うわけですがけれども、今回、端的にこの使用料でいえば、使用料等の額を108で割って110掛けたというような計算で6千700万円というのを割り出されたのか、それとも例外的なこともあるもんだから、これまでの最初に5%、8%いろいろありますから、そういうので割って、改めて10%、110を掛けたのか、細かいことをやられてないと言われたんですけども、6千700万円という数が出てきていますので、どういうふうに出されたのかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

先ほど申しあげました科目について、今の消費税で割り返して、それで新しい消費税を掛けたと、今、議員がおっしゃられたとおりです。それを年間ベースで弾きまして半分にした額が6千700万円ということですので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

実質的に消費税の引き上げに伴う増減の部分で、積算というところではまだ細かい部分できてないし、何せ今年は10月からという、途中からということで、行政としても非常に大変な状況に置かれておるということはよくわかります。

一方で、市民生活はどうかというところで、これは市長にお聞きしたほうがいいのかもしれませんが、住民福祉を守っていくというのが地方自治体の本旨でありますけれども、3%で導入された消費税、その後、5%、8%と引き上げられて、低所得者ほど重い逆心的な税負担を強いられていると私は思うわけですがけれども、税金は公正で公平な税負担が最も大切な原則であります。生活費の非課税や負担能力のあるものが、より多く負担する応能負担原則が消費税導入で私は失われてきていると思うわけであります。

年収が低い世帯は収入の大部分が消費に回ってしまい、増税の負担感が強く感じるものになっ



たと思います。もともと低所得者ほど負担が重い消費税の増税を深刻な消費不況が続く中で強行するのは無謀なことだと私は思うわけですが、市民生活においてどのように思われるのか市長にお伺いしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

永田市長、答弁。

市長（永田 純夫君）

消費税の増税につきましては、これは国策でありまして、私ども市町村が単独で上げないというわけにはいかんものですから、それに従っていくことなんでございますけども、国は10%に上げなければならない理由があるわけでありまして、特に、全世代型社会保障ということも言われておりますし、低所得者の対策につきましては軽減税率や景気対策といいますか、低所得者対策、プレミアム商品券、あるいはキャッシュバックやポイント還元といったようなさまざまな施策を講じていくわけでございますので、私どもとしましては、決められたことについては粛々とやっていきたいというふうに思っておりますし、低所得者対策につきましても異論のないように対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

近々で2月9日から3日間行われたNHKの世論調査を見ても、「景気回復を実感していない」が66%、「実感している」のこの8%を大きく上回っているという結果が報道されておりました。消費税の増税については、「賛成」が31%に対して「反対」も近々の調査では41%と多数になってきているわけでありまして。

政府は幼児教育、保育の無償化など、全世代型社会保障の実現に向けた財源を確保するためと言っているわけでありまして、消費税の増税は子育てを含めた全世代の暮らし、これを直撃するのも事実であります。社会保障についても財政制度審議会で財務省が医療や介護、子育て分野で給付の抑制・削減する改悪メニューをこの間、示してきていますし、ここでも全世代に痛みを押しつけようとしているのが実態であります。

消費税法、これを見ると、年金・医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策を要する経費に充てる、こういう書き込みがあるわけでありまして。政府も消費税を8%に引

き上げる際に、消費税収は社会保障にしか使いません、こういう大見えを切ったわけですが、ところが、実際には消費税を導入して増税を重ねても社会保障は改悪に次ぐ改悪の連続で、安倍政権になってからのこの6年間だけ見ても、高齢化などで必要な社会保障の予算のカットや年金・医療・介護制度の改悪で社会保障の予算3.9兆円削減された、こういう現実もあるわけですので、そのこのところをきちっと見ておくという意味も込めて、私は改めて述べさせていただきました。

この1問目のところで使用料及び手数料の対応についても問わせていただいておりますけれども、その辺について再度質問させていただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

使用料につきましては、今回対象となる施設についても一度きちんと試算をし直して、消費税引き上げとなります10月1日から改定をお願いすることで予定しております。

手数料はまた後ほどこれもお答えすることになるんですけども、手数料につきましては、消費税を適正に転嫁するということはする予定はございませんので、手数料についての見直しについては、消費税に伴う見直しということではございません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

改めてお聞きしたのは、今また言われたわけですが、10月まで試算し直してということも言われたわけです。

それで、今回いろいろ出てきておるわけですが、例えば、いろいろ使用料・手数料の違いもありますし、わかりやすく言うと、仕入れが絡むものとか、絡まんものとか、転嫁していく上でのいろんな課題というのが市民に示していくというのがあるかと思います。これについて、そしてそれからまたお聞きしますので、つなげていきたいと思います。

2つ目の地方消費税の、まずそちらの回答をいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の質疑に対し、岩田財政課長、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

次に、2の地方消費税交付金の推移と用途についてです。

平成31年度当初予算案の地方消費税交付金は12億800万円を計上しています。平年度化される平成33年度は約15億円となる見込みです。

なお、国の収納時期及び県への払い込み等の期間があるため、平成31年度予算での影響はありません。

地方消費税交付金の用途は、その一部を社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、言われました。それで、12億800万円ということですが、確かに交付されるのは4か月か半年後かということで、その年度の予算には反映されていないという理解でよろしいでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

先ほども答弁いたしました。国の収納時期及び県への払い込みの期間が6か月から8か月ございます。今回31年10月に引き上げされることとなっておりますけれども、10月からの分は31年度中には入りませんので、31年度中の予算には影響がないということで答弁を申し上げました。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それでは、地方消費税交付金、今年度は12億円あるわけですけれども、交付金の75%が普通交付税の基準財政収入額に算定されて、それも含まれるわけですけれども、実際には25%の部分でいろいろ出てくると思うわけですけれども、いろんな自治体があるこの間の試算もさ

れておるわけですが、おおむね消費増税によって自治体の財政は支出の部分ですか、これをもっとわかりやすくいうとどうなるんですか、10%になったら。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

歳入につきましては、先ほど31年度当初予算は12億800万円ということで答弁申し上げましたが、32年度は14億9千万円ほど見込んでおります。こちら先ほど答弁申し上げましたが、33年度が15億6千300万円ほど見込んでおりますので、歳入の部分では増加するということになります。

歳出の部分につきましては、10月からの税率がそのままずっと引き継がれますので、今のところ見込み等は、どうなるかということはこちらで明確な答弁はできないと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

入りが大体想像できても、出ていくほうがなかなか難しいと、本当にそうだと思います。しかし、先ほども言われましたが、年金・医療及び介護の社会保障の給付並びに少子化対策に対処するための施策に要する経費に充てる、こういうふうに言われておるわけですが、31年度はその辺でこれまでどおりで半年から8か月かかるということでもありますけれども、予算においては、その辺は今年度については余り考えてないという見込みでよろしいでしょうか、引き上げ分についても。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

歳入の部分については、その影響額は今回は見込んでないということでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それでは、2つ目のほうへ行っていただきたいと思います。公共施設の使用料の改定についてのご答弁、1問目いただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、3の①の質疑に対し、岩田財政課長、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

次に、3の①の使用料の見直しの根拠についてです。

使用料は地方自治法第225条で、「公の施設の使用につき、使用料を徴収することができる」と規定されています。

また、地方自治法第228条では、「分担金・使用料・加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」と規定されていますので、これらの規定に基づき、各施設の設置条例でその額を定め、施設を利用する受益者に対し、適切な負担を求めることとしています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

使用料のことでお聞きしているわけですが、となると、今回の使用料の改定は、今、言われたわけですが、消費税によるものなのか、定期的によるものなのか、どういうふうに判断したらよろしいのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

これもまた後ほどの答弁とかぶってしまいますけども、今回の見直しは、清須市公共施設の使用料の設定に関する基本方針、5年を目安にすることとしています。それと、消費税率が上がるかとされている31年10月、それを両方見て、31年10月に改定するというところで進めているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

両方絡んでくるもので、次の質問をいただいて、あわせて質問したいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質疑に対し、岩田財政課長、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

では、最後の3の②の今回の改定に当たっての検討はどのようにして行われたのかについてです。

今回の見直しは、5年を目安とした定期的な見直しと考えています。また、平成31年10月に消費税及び地方消費税の引き上げがされることとしているため、消費税の適正転嫁も必要になります。その観点からも、このタイミングで使用料の改定をお願いするものです。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、今回の改定に当たってご答弁いただいたわけでありまして。私は消費税かということが優先かと思ったら、定期的なものも両方だというご答弁をいただきました。であるならば、私は基本方針には消費税の取り扱い、これは税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処すること、こういうこと書いてありました。消費税分の上乗せする判断というのは両方だと言われますからお聞きしますが、どのようにされたわけですか。定期的な消費税分のあわせてやっていくということで、さっきも積算、いろんな部分では検討中という判断をされたわけですが、どういふふう判断されて、説明書のほうに細かく書かれておりますけれども。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

検討中と先ほど私、申し上げたのは、今回、議案を上程するまでに検討したということにして、10月まで検討を続けるということではございません。私の答弁が、言葉が足りないところがあったらおわび申し上げますけれども、検討した結果、今回、条例案を上程していくということでございます。

消費税と定期的な見直しにつきましては、まず、今の使用料、消費税抜きにした状態で現在そ

それぞれの施設のコストがどのようになっているかを計算しまして、一旦、消費税抜きの状態で定期的な見直しをして、今回、税率が変わるところを反映させて２段階でやっているということで使用料のほうは計算をしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

冒頭も述べましたけれども、景気の低迷によって増税すれば、個人の消費が減少してデフレが続くおそれがある、こういうことでもありますけれども、消費税率10%への増税を過去2回延期しとるんですよね。それで、清須市の場合も、もし延期されたらどういうふうに考えられているのか、まず質問します。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

延期されたらという仮定の話ですけども、今、平成31年度当初予算は、31年10月に消費税が引き上げることとして積算をしております。もし延期されるということの正式発表がされましたら、そのときに検討いたします。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そうすると、10月までまだ期間があるもので、政府も言っておるわけですけども、増税の最終判断は状況を見て判断すると。清須市も状況を見て判断するという理解でいいわけですね。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

状況を見てといいますか、正式に発表されれば、そのときに検討いたします。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

わかりました。

ぜひ、税率引き上げにらんことを私は願うわけであります。

それと、もう1つ定期的なということと言われたわけですが、消費税増税の影響を含めた見直しを行う際に、市民サービスの維持に向けて施設設置の政策目的を十分踏まえた上で、利用者負担割合について見直しを行う必要があるとするなら、平成28年度より実施した使用料、利用料の基本方針もあるわけですが、この検証結果に基づいて改定案を取りまとめて、まずは私はパブリックコメントなり市民への周知に努めるべきだと思うわけです。

今回10月1日という年度途中の見直しということになっておりますので、非常に自治体としてもいろいろあるかと思えますけれども、私は5年をめぐりということであれば、その辺も国の動向も見た上で、今回1年かけて市民へのパブリックコメント等もやって、来年また方針を検討していくという形に私はすべきだと思うわけですが、今回4年という半端な時期だと思うんですよね。その辺についてはどう考えられておりますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

財政課長（岩田 喜一君）

前回パブリックコメントを実施した経緯は、基本方針を平成27年に策定をしたわけですが、そのときは合併による増収施設の使用料が不均衡を解消するという大きな問題がありましたので、初めて4町で統一的な料金を設定する、そういう意味もありましてパブリックコメントを実施いたしました。

使用料の改正につきましては、毎回パブリックコメントすることではなくて、もし大幅な基本方針の改定等をする場合、今は施設のコストを出して使用料を出しているわけですが、例えば、愛知県などが採用している方法は、類似施設の使用料を見て設定している。そのように大幅に使用料を出すための積算根拠を変えるときはパブリックコメントは必要かなと思っておりますけども、改正のためのパブリックコメントは必要はないのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。



13番議員（加藤 光則君）

住民の皆さんに周知していくという上においても、今回、たまたま10月だからその期間があるということだろうかという推察はできるわけですが、毎回といっても5年に1回の話ですので、皆さん方にこの内容についてはご理解いただくためにも、繰り返し投げかけて皆さんの意見を聞くということが私は非常に大事なことであると思いますし、丁寧な説明だと思いますので、私はぜひこれはですね、国のほうもどうなるかわからん状況であって、年度途中にこういうことではなくて、きちっとキャッチボールしながら来年に向けた検討をすべきであると思います。

最後になりますけれども、消費税率の引き上げに伴う本市の使用料の値上げは、本市の市民生活と経済に非常に耐えがたい負担となるわけであります。予算案における消費税転嫁部分の私としてはこの撤回を求めたいわけであります。

消費税の増税は、市民1人1人の生活に一層深刻な影響を与えて、市内の事業者の経営や事業継続そのものを圧迫する問題であります。国に対して10月の増税中止を強く求めることを求めて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、加藤議員の質疑を終わります。

次に、浅野議員の質疑を受けます。

浅野議員。

< 5番議員（浅野 富典君）登壇 >

5番議員（浅野 富典君）

議席5番、浅野富典でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、議案に対する質問をさせていただきます。

少しお時間をいただきますが、よろしくお願ひ申し上げます。

私は、議案第6号 平成31年度清須市下水道事業会計予算のうち水場川右岸排水区雨水管渠整備事業（事業費2千30万6千円）、水場川右岸排水区の詳細設計（排水面積＝約226ヘクタール）について質問をさせていただきます。

平成31年度の水場川右岸排水区雨水管渠整備事業は、水場川右岸地区住民の悲願でございます。助七ポンプ場に排水区からの雨水を導く管渠の整備事業に係る詳細設計とっております。

そこで、次のことについてお尋ねをいたします。

雨水管渠整備事業詳細設計の事業概要について説明をお願いいたしたいと思います。

答弁、よろしくお願ひいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅野議員の質疑に対し、菅野上下水道課長、答弁。

上下水道課長（菅野 淳君）

上下水道課長、菅野です。よろしくお願ひいたします。

お尋ねの水場川右岸排水区の雨水管渠整備事業詳細設計の事業概要についてお答えをいたします。

水場川右岸排水区は、旧の新川町、清洲町、春日町にまたがる約226ヘクタールと、市内で一番大きな排水区となります。この排水区を受け持つ流末には、平成21年度より供用開始しました助七ポンプ場がある区域でございます。

事業概要といたしましては、本年度に実施しております基本設計では、排水区全体の現況を調査しておりまして、その成果をもとに整備箇所を検討してまいります。平成31年度では、整備箇所の一部の詳細設計を実施していく予定でございます。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

ありがとうございました。

ただいまの答弁によりますと、平成30年度の基本設計で排水区全体の現況調査を実施し、その成果をもとに平成31年度に整備箇所を検討し、詳細設計を実施されることとなりますので、現時点において難しい質問とは思いますが、事業の計画期間はおおむねいつぐらいから始まって、どれぐらいの期間が必要になるかなということをお答えしていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

上下水道課長（菅野 淳君）

平成31年度に詳細設計をいたしまして、その後、水道やガスなどの地中物件、占用者との埋

設物の支障移設協議を進めてまいります。協議が整いますと、32年度に埋設物の支障移設を行いまして、雨水管渠の工事といたしましては、早くて33年度から着手できるものと考えております。

また、事業に要する期間といたしましては、整備には多額の費用がかかることから、国の補助金などを活用するため、国の動向を見据えて整備に努めるとともに、渇水期に工事を施工することとなることもありまして、長い期間が必要になるかと想定されます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅野議員。

5番議員（浅野 富典君）

ありがとうございました。

ただいまの答弁によりますと、雨水管渠工事は水道管やガス管などの埋設物の支障移設などが完了した後、早くても平成33年度に事業に着手できればと考えておりますと。また、事業期間につきましては、国の補助金など財源の確保や渇水期における工事などによりまして長い期間想定されると、こういう答弁でございました。

おっしゃってみえる現状はよくわかりました。しかし、皆様ご存じのように、毎年、各地で見られる異常気象や台風による大雨の被害、これを目にいたしますと、この地方もいつ甚大な被害に襲われるかもしれません。誰にもわからないところでございます。そのようなことから、これまで特に水場川右岸の排水区の下流地区の皆さんは、雨水幹線等の整備・管理の要望をこれまでもされてまいりました。再度申し上げますが、雨は待ってくれません。事業は長い期間想定されると、こういうことでございますので、当局におかれましては、事業が完了するまでの間、既存の施設もございまして、その適切な維持管理に努めていただくとともに、一日も早く事業を完成していただき、排水区の皆さんが安全で安心して暮らすことができるよう、全力で取り組まれるようお願いやら要望を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、浅野議員の質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終了いたします。

日程第1、議案第1号については、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 2、議案第 2 号、日程第 3、議案第 3 号及び日程第 4、議案第 4 号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 5、議案第 5 号及び日程第 6、議案第 6 号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 7、議案第 7 号及び日程第 8、議案第 8 号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第 9、議案第 9 号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 10、議案第 10 号及び日程第 11、議案第 11 号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 12、議案第 12 号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第 13、議案第 13 号、日程第 14、議案第 14 号、日程第 15、議案第 15 号、日程第 16、議案第 16 号及び日程第 17、議案第 17 号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 18、議案第 18 号、日程第 19、議案第 19 号及び日程第 20、議案第 20 号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 21、議案第 21 号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第 22、議案第 22 号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 23、議案第 23 号及び日程第 24、議案第 24 号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第 25、議案第 25 号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 26、議案第 26 号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 27、議案第 27 号及び日程第 28、議案第 28 号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 29、議案第 29 号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 30、発議第 1 号は、総務委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、3月22日金曜日午前9時30分から再開いたします。

これをもちまして本日は散会といたします。

早朝よりご苦勞さまでした。

( 時に午前10時59分 散会 )